保 安 行 政

第6 保安行政

1 高圧ガス指導事業

昭和26年に制定された高圧ガス取締法は、平成8年3月に抜本的改正が行われ、平成 9年4月から高圧ガス保安法として施行された。

これは、材料、計装、検査技術といった保安管理技術の高度化の進展を背景とした近 年の高圧ガス業務を取り巻く環境が大きく変化したことに伴い、事業者による自主保安 体制の推進をめざしたものである。

この改正により、許可対象事業者の範囲の縮小、許可から届出への移行、届出対象の 縮小といった各種の規制緩和が行われるとともに、従来行政が行ってきた各種検査につ いても民間事業者が行えるようになるなど、大幅な制度の見直しとなっている。

本県においても、これらの背景をふまえ、事業者による自主保安活動の推進を働きか けるなど、関係者と一致協力して保安レベルの一層の向上に努めるとともに、事故防止 のための諸施策を講じている。

(1) 高圧ガス製造事業所

高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造事業所の処理量別区分は「第1表」に、適用 規則別の高圧ガス製造事業所数を〔第2表〕に示す。

第1表 高圧ガス製造事業所処理量別区分

	第一種類	製造者(許可)	第二種製造者(届出)				
一般ガス	については300 ※第1種ガスと	不活性ガス又は空気) N ㎡/日以上 その他のガスが混在 いては、所定の計算式	処理量100N ㎡/日未満 ※第1種ガス(不活性ガス又は空気) については300N ㎡/日未満 ※第1種ガスとその他のガスが混在 する場合については、所定の計算式 により求められる値未満				
LPガス	処理量100N ㎡/	/日以上	処理量100N ㎡/日未満				
冷凍	フロン冷媒、コスはアンモニア		フロン冷媒(不活性なもの) 20トン/日以上 50トン/日未満 フロン冷媒(不活性なもの以外)、二 酸化炭素冷媒又はアンモニア冷媒 5トン/日以上 50トン/日未満 その他冷媒 3トン/日以上 20トン/日未満				

第2表 高圧ガス製造事業所数

令和5年3月末現在

形態	適用規則	事業所数	合 計
	一般則	128	
	液石則	62	230
第一種製造	一般・液石	12	230
	コンビ則	28	
	冷凍則		90
	一般則	297	
一毛制 集	液石則	5	302
第二種製造	一般・液石	0	
	冷凍則		1, 547

冷凍製造事業所を除く第一種製造事業所は県内に230事業所、第二種製造事業所は302 事業所が存在する。

なお、冷凍製造事業所は、第一種製造事業所が90事業所、第二種製造事業所が1,547 事業所存在する。(冷凍製造事業所は原則として、一冷凍施設を一事業所として扱っている。)

一方、移動式製造設備である高圧ガスタンクローリーの保有状況をみると、県内の35 事業所に186台のタンクローリーがあり、その内訳は〔第3表〕のとおりとなる。液化 石油ガスのタンクローリーで全体の4割を占めており、また、使用の本拠地の半数程度 は四日市市にある。

第3表 ガス種別移動式製造設備数

令和5年3月末現在

高圧ガス名	車輌台数 (台)
液化石油ガス	74
液化酸素	14
液化アンモニア	6
液 化 窒 素	40
液化炭酸ガス	13
液化アルゴン	14
液化天然ガス	28
合 計	189

(2) 高圧ガス貯蔵所

高圧ガス保安法に基づく高圧ガス貯蔵所の貯蔵量別区分は〔第4表〕のとおりである。ただし、第一種製造者が製造許可を受けて貯蔵する場合及び液化石油ガス法に基づいて貯蔵する場合は貯蔵所に含まれない。

第4表 高圧ガス貯蔵所貯蔵量区分

	第一種貯蔵所(許可)	第二種貯蔵所(届出)
一般ガス	貯蔵量1,000㎡以上	貯蔵量300㎡以上1,000㎡未満
LPガス	※第1種ガス(不活性ガス又は空気)	※第1種ガス(不活性ガス又は空気)
	については3,000㎡以上	については300㎡以上3,000㎡未満
	※第1種ガスとその他のガスが混在	※第1種ガスとその他のガスが混在
	する場合については、所定の計算	する場合については、所定の計算
	式により求められる値以上	式により求められる値未満

注)液化ガスについては、10kgを1m²とする。

(3) 特定高圧ガス消費者(届出)

特定高圧ガスは、圧縮水素、圧縮天然ガス、液化酸素、液化アンモニア、液化石油 ガス及び液化塩素の6種類並びに特殊高圧ガス(ジシラン、ホスフィン、モノシラン、 ジボラン、モノゲルマン、アルシン及びセレン化水素)の合計 13種類が指定されてい る。

これらの圧縮水素を始めとする6種類の高圧ガスは、一定数量以上の貯蔵能力を有する貯蔵設備により貯蔵して消費する場合のみ特定高圧ガスとなり、その数量は〔第5表〕のとおりである。一方、特殊高圧ガスは他の高圧ガスより発火性、自燃性、爆発性及び強毒性を有していることから、消費量に関わらず厳しい消費基準が適用されている。

第5表 特定高圧ガス消費者となる貯蔵量

高圧ガスの種類	数量
圧 縮 水 素	300 m ²
圧縮天然ガス	300 m ²
液化酸素	3, 000kg
液化アンモニア	3, 000kg
液化石油ガス	3, 000kg (一般消費者等が消費する場合は10, 000kg)
液化塩素	1, 000kg
特殊高圧ガス	数量に関係なく全て

〔第6表〕には適用規則別の貯蔵所数及び特定高圧ガス消費事業所数を示している。 県内に第一種貯蔵所は95事業所、第二種貯蔵所は202事業所ある。また、特定高圧ガス消費者は、県内で106事業所ある。

第6表 高圧ガス貯蔵所・特定高圧ガス消費事業所数

令和5年3月末現在

適用規則形態	一般則	液石則	一般+液石	合計
第一種貯蔵	64	22	9	95
第二種貯蔵	169	20	13	202
特定消費	62	39	5	106

(4) 高圧ガス販売事業所(届出)

高圧ガスの販売事業所は、一般ガスと液化石油ガスに大別される。一般ガス販売事業所では、冷媒用のフロン関係の販売事業所が一番多く、次に炭酸ガス、窒素の販売事業所となっている。また、溶断、溶接、雰囲気ガス用として酸素、アセチレン、アルゴン等を販売している事業所が多い。

なお、液化石油ガス販売事業所は、工業用途で販売を行う事業所であり、後述の一般家庭用販売事業所とは異なる。

高圧ガス保安法に基づく届出を行っている販売事業所数を〔第7表〕に示す。

第7表 高圧ガス販売事業所数

令和5年3月末現在

適用規則形態	一般則	液石則	一般+ 液石	冷凍則	合計
販売事業所	809	335	198	165	1, 507

(5) 高圧ガス関係試験及び免状交付状況

高圧ガス保安法に基づき実施される試験には、製造保安責任者試験及び販売主任者 試験がある。

製造保安責任者は、甲種化学、甲種機械、乙種化学、乙種機械、丙種化学(液石、特別)、第一種、第二種及び第三種冷凍機械の9種類がある。また、販売主任者は第一種及び第二種販売主任者の2種類がある。

これらの試験に合格した者は、免状の交付を受けることができるが、これらの免状のうち、甲種化学、甲種機械及び第一種冷凍機械免状については、経済産業大臣が交付し、その他の免状については都道府県知事が交付することとなっている。なお、本県では平成10年度から免状交付事務を高圧ガス保安協会に委託している。

[第8表] に各年度の免状交付数を、[第9表] に高圧ガス関係試験実施状況を示す。

第8表 製造保安責任者·販売主任者免状交付数

(新規交付のみ。再交付・書き換えを含まない)

	平成	令和	令和	令和	令和
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
乙 種 化 学	39	52	26	28	29
乙 種 機 械	79	120	50	120	106
丙種化学 (液石)	29	38	19	41	24
丙種化学 (特別)	86	89	45	78	60
第二種冷凍機械	47	16	14	23	31
第三種冷凍機械	59	50	36	73	49
第一種販売主任者	21	37	16	30	32
第二種販売主任者	76	79	80	71	67
合 計	436	481	286	469	398

第9表 高圧ガス関係試験実施状況 (三重県実施分)

		乙化	種 学	乙機	種 械	丙 種 化 学 (液石)	-	丙 種 化 学 (特別)	第二 冷 機	種 凍 械	第三種 冷 凍機 械	第一種 販 売 主任者	第二種 販 売 主任者	合 計
平 成	受験者		98	2	245	92	2	163		67	97	33	117	912
30	合格者		41		83	29)	82		43	63	23	74	438
年度	合格率	41.	8%	33.	9%	31. 5%	6	50. 3%	64.	2%	64. 9%	69. 7%	63. 2%	48. 0%
令 和	受験者		99	:	293	120)	178		51	114	44	142	1, 041
元	合格者		50		118	34	1	89		21	49	36	83	480
年 度	合格率	50.	5%	40.	2%	28. 3%	6	50. 0%	41.	1%	42. 9%	81.8%	58. 4%	46. 1%
令和	受験者		62		188	76	6	121		30	124	29	112	742
2	合格者		26		49	18	3	47		14	33	16	68	271
年度	合格率	41.	9%	26.	1%	23. 7%	6	38. 8%	46.	7%	26. 6%	55. 2%	60. 7%	36. 5%
令和	受験者		72	2	264	79)	132		38	150	46	107	888
3	合格者		29		122	41	١	72		21	77	3	69	464
年 度	合格率	40.	3%	46.	2%	51. 9%	6	54. 5%	55.	3%	51.3%	71. 7%	64. 5%	52. 3%
令和	受験者		91	2	252	80)	123		64	118	48	129	905
4	合格者		25		105	26	6	60		30	46	30	63	385
年度	合格率	27.	5%	41.	7%	32. 55	5	48. 8%	46.	9%	39.0%	62. 5%	48. 9%	42. 5%

(6) 高圧ガス製造施設の保安検査

第一種製造事業者の高圧ガス製造施設は、県、高圧ガス保安協会又は指定保安検査機関が実施する保安検査を原則として毎年1回受けなければならないが、その実施状況は〔第10表〕のとおりである。

なお、本県では、平成3年度からコールドエバポレーター (CE) のみを設置している事業所の保安検査(保安検査の周期は、3年に1回)は、高圧ガス保安協会が主として行っている。

冷凍に係る第一種製造施設の保安検査(保安検査の周期は、3年に1回)については、高圧ガス保安協会三重県冷凍教育検査事務所(以下「冷凍検査事務所」という)がその大半を行っている。また、自ら保安検査を行うことができるものとして経済産業大臣の認定を受けている者(以下「認定保安検査実施者」という)も保安検査を実施している。(認定保安検査実施者の制度は、平成9年度から施行されている。)

県では保安検査時において、高圧ガス保安法の技術上の基準に適合していることの 確認検査だけでなく、保安教育、訓練等のソフト面での助言、指導を行い、自主保安 意識の向上に努めている。

適用規則	年 度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
	県	117	96	108	90	113
一般則	高圧ガス保安協会	13	13	9	9	14
	指定保安検査機関	64	56	77	84	88
液石則	県	39	40	37	37	36
液 石 則	指定保安検査機関	21	19	21	19	18
	県	47	50	54	41	44
コンビ則	高圧ガス保安協会	0	0	0	0	0
コンに則	指定保安検査機関	7	8	7	6	7
	認定保安検査実施者	59	59	62	59	60
冷凍則	県	1	0	0	0	0
/ 水 則	高圧ガス保安協会	37	35	32	27	30
合	計	396	405	407	372	410

第10表 年度別高圧ガス施設保安検査数

(7) 高圧ガス事故

高圧ガス事故(容器喪失・盗難を除く。)は、20件であった。〔第11表〕

本県では高圧ガス各保安団体と協力し、製造事業所の自主保安・自己責任意識の高 揚を図るほか、運搬者や販売店の指導、一般消費者に対する啓発活動を実施し、保安 意識の向上に努めている。

第11表 年度別事故件数(容器喪失・盗難を除く。)

区分	製	造	所	販	売	所	貯	蔵	所	消	費	者	運	搬	中	合		計
年度	件数	死 者	傷 者	件数	死者	傷者	件数	死 者	傷 者	件 数	死 者	傷 者	件 数	死 者	傷 者	件 数	死 者	傷者
H30	22		1							1						23		1
R元	22						3									25		
R 2	18	1	1							1		1				19	1	2
RЗ	10	1	1				2									12	1	3
R 4	18	1					1		1	1		1				20	1	2

(8) 高圧ガス移動車両路上点検

高圧ガス移動車両路上点検を、三重県内主要道路の10箇所で実施した。

高圧ガス移動車両20台の点検を実施し、違反車両が4台あり、違反事項についての改善報告を事業所に提出を求めた。

(9) 高圧ガス保安関係団体

本県の高圧ガス関係の保安団体は、〔第12表〕のとおりであり、県と連絡を密に取りながら各種講習会の開催、液化石油ガス販売店の指導等、各高圧ガス事業所の自主保安の推進のための事業を実施している。

なお、三重県高圧ガス地域防災協議会は平成26年5月15日付けで三重県高圧ガス 安全協会に統合された。

第12表 高圧ガス保安関係団体一覧

(令和5年3月末現在)

団体名 (所在地)	会 員 等 内 容	会員数	電話
三重県高圧ガス安全協会 四日市市馳出町3-29	コンビナート事業所 一般高圧ガス製造事業所 一般高圧ガス販売・貯蔵・ 消費事業所	216	059-346-1009
三重県高圧ガス溶材組合 四日市市馳出町3-29	一般高圧ガス販売事業所	41	059-346-1009
(一社)三重県LPガス協会 津市柳山津興369の2	液化石油ガス製造事業所 液化石油ガス販売店	448	059-227-6238
三重県冷凍設備保安協会 津市広明町323-1	冷凍製造事業所	117	059-228-2284

2 液化石油ガス指導事業

液化石油ガスは、石油、電気、都市ガスとともに国民生活に不可欠なエネルギーとして広く利用されているが、その反面消費者の不注意による事故も発生するため、消費者の保安を確保することが極めて重要な課題となっている。

こうした事故の防止を図るため、昭和43年3月に「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」が施行され、消費者保安の確保を図ってきたところ、安全器具の普及等により事故の件数を大幅に減少させることができた。そこで、平成8年3月には、規制緩和・自主保安を念頭に置いた抜本的な改正が行われ、平成9年4月1日から施行された。

この法改正では、液化石油ガス販売事業の実態に即した規制体系とし、液化石油ガス販売事業を許可制から登録制への移行、一定の保安水準を確保するため保安機関制度の創設、バルク供給システムに関する制度の導入のほか、販売事業者の自主保安を促進するための認定販売事業者制度が創設され、高度な保安体制を確保した者については、規制の合理化が行われた。

特に、液化石油ガス販売事業者を消費者保安の総括的推進者として位置づけ、一般消費者等に対する保安啓発、供給設備・消費設備の点検調査、緊急時の対応等の義務を課している。

本県では、これら販売事業者への立入検査により、消費者の保安確保の充実を図るよう指導し、事故の防止に努めている。

(1) 販売事業者の状況

県内のみに販売所を設置して販売事業を行う者については県知事の登録、2県以上にまたがって販売所を設置して販売事業を行う者にあっては経済産業大臣等の登録を受ける必要がある。なお、本県では、各地域防災総合事務所及び地域活性化局管内のみに販売所を設置して販売事業を行う者については地域防災総合事務所及び地域活性化局が、2以上の地域防災総合事務所及び地域活性化局管内にまたがって販売所を設置して販売事業を行う者については消防・保安課が登録業務を行っている。

知事登録の販売事業者数は301で、近年減少傾向にある。また、県下販売店の約60% は消費者戸数500戸未満の比較的小規模な業者であり、容器の配送、供給設備・消費 設備の定期点検調査についても外部業者に委託する傾向がある。

特定供給設備については、法改正以前は販売事業許可に含まれていたが、法改正により販売事業が登録制となったことから、特定供給設備ごとの許可となった。〔第13表〕〔第14表〕

第13表 液化石油ガス販売事業者等数

年度 種別	H30	R 元	R2	R3	R4
販売事業者 (知事登録)	395	319	318	309	301
特 定 供 給 設 備	118	118	121	126	122

※特定供給設備

貯蔵能力が容器で 3,000kg 以上、貯槽で 1,000kg 以上である供給設備

第 14 表 管轄別販売事業者·販売所数

令和5年3月末現在

	管	轄		本庁	桑名	四日市	鈴鹿	津	松阪	南勢 志摩	伊賀	紀北	紀南	合計
販	売事	1	耆	10	29	47	36	23	37	67	19	15	18	309
販	큵	Ē	所	53	29	47	40	24	37	80	21	15	18	359

(県内に販売所を持つ国登録の事業者は除く)

(2) 保安機関の認定

平成9年4月までに許可を受けていた販売事業者等については、保安機関の認定を 受けなくても保安業務を行うことができたが、法改正による経過措置の期間が平成12 年3月31日で終了したことにより、県内全ての販売事業者が自ら保安認定を受ける か又は委託することによって保安業務を行っている。

保安機関の認定は、県内の販売所に係る保安業務のみを行う者にあっては県知事の認定、販売所の保安業務を2県以上にまたがって行う者にあっては経済産業大臣等の認定を受ける必要がある。なお本県では、各地域防災総合事務所及び地域活性化局管内の販売所に係る保安業務のみを行う者にあっては地域防災総合事務所及び地域活性化局が、販売所の保安業務を2以上の地域防災総合事務所及び地域活性化局管内にまたがって行う者にあっては消防・保安課が認定業務を行っている。〔第15表〕

第15表 管轄別保安機関の認定数(事業者数)

令和5年3月末現在

管	轄	本庁	桑名	四日市	鈴鹿	津	松阪	南勢 志摩	伊賀	紀北	紀南	合計
保 安	機関	21	28	42	35	22	35	71	27	15	18	314

(3) 液化石油ガス設備士

昭和54年度から液化石油ガス設備士制度が設けられ、硬質管相互の接続作業等、災害発生の防止のために重要とされる作業については、液化石油ガス設備士でないと従事できない。

本県では、液化石油ガス設備士免状の交付事務を平成 10 年度から高圧ガス保安協会に委託している。[第16表]

第 16 表 液化石油ガス設備士免状交付数

(新規交付のみ。再交付・書き換えを含まない)

年 度	H30	R 元	R2	R3	R4
交付数	60	55	37	65	51

(4) 液化石油ガス設備工事

学校、病院、料理飲食店等の多数の人が出入りする施設及び共同住宅に、貯蔵量 500kg を超える設備の設置工事等を行った場合には、県知事への届出が義務づけられている。[第17表]

また、一般消費者等のガス配管等の設備工事を行う業者は、特定液化石油ガス設備 工事事業者としての届出をしなければならない。[第 18 表]

第17表 液化石油ガス設備工事届数

年 度	H30	R 元	R2	R3	R4
届出数	115	103	141	119	116

第 18 表 特定液化石油ガス設備工事事業者数

年 度	H30	R元	R2	R3	R4
届出数	828	843	837	837	831

(5) 立入検査等の実施

販売事業者及び保安機関に対する立入検査は主に2人のLPガス点検指導事務支援 員が行っているほか、地域防災総合事務所及び地域活性化局による検査も随時実施し ている。[第19表、第20表]

支援員の指摘事項が最も多い保安業務では、定期点検が期日までに実施されていないことによる指摘が多い。

第19表 立入検査件数

年度	H30	R元	R2	R3	R4
販 売 所	407	402	375	378	375
特定供給設備	12	11	8	7	4
保 安 機 関	408	403	372	384	370
充てん設備	28	24	15	14	4
合 計	855	840	770	783	753

※件数はのべ数

第20表 支援員による立入検査結果

令和4年度

	項			目			件	数	比率	(%)
立	入	検 査	販	売	所	数		298		_
	うちA評価							85	2	8. 5%
	うちB評価							164	5	5.0%
	うちC評価							49	1	6. 5%
	保	安	1	業		務		30	1	0. 1%
指	安	全 器	具 0)更	新	率		10		3. 4%
摘区	バ	ルク貝	宁槽	告示	₹検	査		5		1. 7%
分	保	安	!	教		育		4		1. 3%
	事	業	報	#	-	書		4		1. 3%

※件数はのべ数

指摘区分は C, D 評価のワースト5を掲載

(6) 一般消費者等に係る事故発生状況

全国におけるLPガス事故の発生件数は、昭和 50 年代は毎年 500 件以上の事故が発生していたが、昭和 61 年から始まったマイコンメーター等の安全器具普及促進運動に伴って急激に減少し、平成 9 年には 68 件と最少の事故件数を記録した。

近年は200件前後で推移していたが、令和5年は事故件数が261件と前年より41件増加した。なお、死者数は0人、負傷者数は26人であった。[第21表]

県内でのLPガス事故は年間数件程度で推移しており、平成 17 年以降死者が発生 する事故は発生していない。[第 22 表] [第 23 表]

第21表 LPガス事故件数(全国・三重県)

		年	H30	R 元	R2	R3	R4
		事故件数	212	203	198	212	261
全	围	死者数	1	1	0	1	0
		負傷者数	46	29	31	20	26
		事故件数	0	1	0	4	7
三重	!	死者数	0	0	0	0	0
		負傷者数	0	0	0	0	1

※暦年による集計

第22表 LPガス事故原因別内訳(令和4年)

現	象	別	事	故	件	数	三重県	全 国
漏			え			い	5	203
漏	え	い	火災	į .	爆	発	2	58
С	0	中	毒		酸	欠	0	0
合						計	7	261

※暦年による集計

第23表 県内LPガス事故の概要(令和4年)

事 1	攻の概要	件数
	工事業者等が配管を棄損	3
漏 え い	器具の製造不良	1
	販売事業者の施工ミス	1
漏えい火災・爆発	一般消費者等の消費設備 等の取り扱いミス	2
CO中毒・酸欠	-	0
	7	

3 銃砲火薬類指導事業

火薬類取締法に基づき、火薬類の製造、販売、貯蔵、消費、廃棄の各段階における指導 を実施するとともに、火薬類保安協会が実施する各種講習会を通じて、取扱関係者の保安 意識の高揚を図り、火薬類による事故発生の未然防止を図っている。

また、武器等製造法に基づき、猟銃等の製造所、販売所に対する指導を実施し、猟銃等の盗難防止等公共の安全確保に努めている。

(1) 銃砲、火薬類の許認可の状況

火薬類の製造、販売、譲渡、譲受、消費、廃棄については県知事の所管となっており、 製造、販売については消防・保安課が、譲渡、譲受、消費、廃棄については各地域防災 総合事務所又は各地域活性化局が事務処理を行っている。また、猟銃等の製造、販売に ついては、消防・保安課が所管している。[第24表][第25表][第26表][第27表]

第24表 火薬類製造所等の事業所数及び火薬庫等設置状況

区分			年度	H30	R元	R2	R3	R4
煙	仕	掛す	丁揚	3	3	3	3	3
火製造所	が	ل ا	具用	0	0	0	0	0
所		計		3	3	3	3	3
販	競技月	用紙雷	管のみ	33	32	32	31	31
売	そ	の	他	18	17	16	17	17
所		計		51	49	48	48	48
	_		級	36	36	36	34	34
火	=		級	0	0	0	0	0
杏	Ξ		級	1	1	1	1	1
薬	実		包	0	0	0	0	0
庫	煙		火	16	16	16	15	15
		計		53	53	53	50	50
庫	販	売 淳	業者	7	6	6	7	7
外腔	土	木	関 係	3	3	3	3	3
貯 蔵	そ	の	他	30	30	30	30	30
所		計		40	39	39	40	40

※煙火火薬庫の庫数に、がん具煙火貯蔵庫1棟を含めている。

第25表 火薬類の許可件数

区分		年度	H30	R 元	R2	R3	R4
譲		渡	3	3	4	2	6
譲		受	76	79	79	75	74
消	費	産業火薬	53	70	56	62	54
月	頁	煙火	135	130	35	47	86

第26表 火薬及び爆薬の消費状況

(消費量の単位:トン/年)

区分	年度	H30	R 元	R2	R3	R4
鉱山	事業者数	0	0	0	0	0
<u> </u>	消費量	0	0	0	0	0
一	事業者数	3	3	3	3	3
石灰岩	消費量	426	488	447	444	440
土木	事業者数	5	6	5	8	4
土木	消費量	77	297	20	102	120
砕石	事業者数	24	24	27	26	24
1/ + 1□ 	消費量	222	245	259	259	207
この出	事業者数	0	0	0	0	1
その他	消費量	0	0	0	0	0
合 計	事業者数	32	33	35	37	32
	消費量	725	1, 030	726	805	767

(小数点以下切り上げ)

第27表 猟銃等の製造所・販売所数

区分		年度	H30	R 元	R2	R3	R4
製 造	及び販	売 所	4	4	4	4	4
製	造	所	0	0	0	0	0
販	売	所	1	1	1	1	1

(2) 火薬類取扱保安責任者等試験

資格制度として甲、乙、丙種火薬類製造保安責任者及び甲、乙種火薬類取扱保安責任者があり、丙種火薬類製造保安責任者及び甲、乙種火薬類取扱保安責任者について県として年1回試験を行っていたが、昭和62年度から公益社団法人全国火薬類保安協会に委任し、実施されている。[第28表]

第 28 表 火薬類取扱保安責任者等試験実施状況

					寸のベッスへがいっ		
区分		年度	H30	R元	R2	R3	R4
保丙 安種	受験者数((人)	2	0	1	0	0
責火 任薬 考類	合格者数((人)	2	0	1	0	0
保安責任者	合格率((%)	100	-	100	_	_
保甲 安種	受験者数((人)	51	33	31	34	39
保安責任者甲種火薬類取扱	合格者数((人)	22	16	12	19	19
- 放 扱	合格率((%)	43. 1	48. 5	38. 7	55. 9	50. 0
	受験者数((人)	15	14	15	14	14
保安責任者 乙種火薬類取扱	合格者数((人)	8	7	7	4	5
- 放 扱	合格率((%)	53. 3	50. 0	46. 7	28. 6	35. 7
	受験者数((人)	68	47	47	48	52
合計	合格者数((人)	32	23	20	23	24
	合格率((%)	47. 1	48. 9	42. 6	47. 9	46. 2

(3) 立入検査等の実施

火薬類の保管管理の徹底を図るため、製造施設及び火薬庫について毎年定期に保安検査を行い、立入検査は消費者については年2回、販売業者、製造業者については年1回 実施している。〔第29表〕〔第30表〕

第29表 火薬類製造業者等立入検査の実施状況

区分			年度	H30	R元	R2	R3	R4
製	造	業	者	4	4	3	1	5
販	売	業	者	15	13	10	11	11
消	費	Ì	者	45	47	43	125	149
火	菜	ξ	庫	69	64	57	55	62
販売	業者の	庫外貯	蔵所	11	11	5	4	7
消費	者の庫	外貯	蔵所	4	4	3	2	2

第30表 火薬類製造業者等の違反件数

区分			年度	H30	R元	R2	R3	R4
製	造	業	者	0	0	0	0	0
販	売	業	者	3	0	0	0	0
消	費		者	0	0	0	0	0

4 電気工事業等指導事業

累

電気工事士法、電気工事業の業務の適正化に関する法律、電気用品安全法の規則にもとづき、電気工事に従事する者の免状の交付と電気工事業の登録等を実施し、さらに電気工事業者及び電気用品販売業者への立入検査を行うことにより、電気工作物及び電気用品に関する事故発生の未然防止を図っている。〔第31表〕〔第32表〕〔第33表〕〔第34表〕〔第35表〕

年度 H30 R元 R2 R3 R4 区分 96 121 97 167 試 109 験 合 格 者 0 0 0 0 習 0 修 者 了 24 34 13 21 認定によるもの 18 120 155 110 188 127 計

第31表 第一種電気工事士免状交付状況

第32表 第二種電気工事士免状交付状況

10, 398

10, 508

10, 696

10.823

10, 243

計

年度 区分	H30	R元	R2	R3	R4
試 験 合格 者	1, 043	942	834	1, 232	1, 071
養成施設修了者	2	4	4	1	3
認定によるもの	0	0	0	0	0
計	1, 045	946	838	1, 233	1, 074
累計	33, 089	34, 035	34, 873	36, 106	37, 180

第33表 電気工事業者登録及び届出

区分		年度	H30	R 元	R2	R3	R4
登	録	数	208	205	272	214	235
通	知	数	0	2	0	3	0
み	な し 登	録 数	30	27	40	45	51
	計		238	234	312	262	286
登録	禄 • 届 出	者 数	1, 828	1, 846	1, 836	1, 878	1, 911

⁽注) 登録には登録更新分が含まれている。

第34表 電気工事業者立入検査等実施状況

区分	年度 区分					H30	R元	R2	R3	R4
立	入	検	査	件	数	6	8	0	0	7
指	:	導	件	-	数	6	8	0	0	7
現	地	調	査	件	数	174	156	167	175	179

第35表 電気用品販売業者立入検査実施状況

区分	ने ने		_	左	手度	H30	R 元	R2	R3	R4
立	入	検	査	件	数	14	16	5	15	11
指	1	導	件	:	数	0	0	0	0	0